

令和5年4月

保護者の皆様

川崎市立大島小学校
校長 大窪 誠

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における児童生徒の健康管理について

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、保護者の皆様には児童の健康観察へのご協力をいただきありがとうございます。

児童の健康管理につきましては、市の教育委員会の指示に基づき、次の事項についてご協力をいただきますようお願いいたします。

【基本的な感染症対策について】

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をお願いします。
- **必ず登校前に児童の健康状態を確認してください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、登校を控え、自宅で休養していただきますようお願いいたします。**令和5年3月まで実施していた「**健康チェック表**」の提出による健康観察は廃止することといたしますが、引き続き、ご家庭と連携した健康観察を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。
- 児童が新型コロナウイルス検査で陽性が判明した場合、又は陽性者の濃厚接触者となった場合には、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 同居の家族の方に未受診の発熱等の症状が見られる場合でも、登校は差し支えありませんが、登校についてご不安がある場合は、学校へご相談ください。
- 新型コロナワクチンの接種のために学校を欠席しなければならない場合には、学校へご連絡ください。また、副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の症状が見られるときは、自宅で休養していただきますようお願いいたします。

【マスクの着用について】

- 学校教育活動においては、**児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。**
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童や、健康上の理由により着用できない児童もいることなどから、お互いにマスクの着脱を強いることのないようにいたします。**児童の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう、学校でも指導してまいります。ご家庭でもお話しいただきますようお願いいたします。**
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用または児童に着用を促すことも考えられますが、マスクの着用を強いることのないように配慮いたします。
- **咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう、ご家庭でもお話しください。**

【マスク着用が推奨されている場面について】

- 登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童についても、マスクの着用が推奨されています。